

介護老人福祉施設 やすらぎの園 料金表

(令和5年1月1日現在)

(1) 介護保険給付対象サービス利用料

ユニット型介護老人福祉施設サービス費（ユニット型個室）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの 利用料金	853円 (1,706円) (2,559円)	931円 (1,862円) (2,793円)	1,014円 (2,028円) (3,042円)	1,092円 (2,184円) (3,276円)	1,170円 (2,339円) (3,508円)

※上記サービス費には、精神科医療養指導加算、日常生活継続支援加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算、栄養マネジメント強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が含まれております。（端数処理の関係上、若干の誤差が生じる可能性があります。）

※（ ）の上段は2割負担、下段は3割負担の利用料となります。

(2) その他の介護保険給付対象サービス加算料金

次は、サービスの発生に応じて加算される項目（主なものを抜粋）です。（1単位=10.14円）

加算項目	単位数	備考
福祉施設外泊時費用	246単位/日	外泊や入院時に最長12日間を限度に加算。
福祉施設初期加算	30単位/日	入居後30日間加算。入院後の再入居も同様。
個別機能訓練加算	12単位/日	機能訓練指導員の配置とともに、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価する加算
療養食加算	6単位/回	医師発行の食事箋に基づき提供された食事。 ※1日につき3回限度。
安全対策体制加算	20単位 (入所時1回)	安全対策に係る外部の研修を受けた担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算。

(3) 介護保険給付の対象とならないサービス料金

①食費

区分 ※	1日あたりの食費	1ヶ月（30日）あたりの食費	備考
第1段階	300円	9,000円	介護保険負担限度額認定証の提示が必要
第2段階	390円	11,700円	
第3段階①	650円	19,500円	
第3段階②	1,360円	40,800円	
第4段階	1,480円	44,400円	標準の食費

減免区分の対象者は下記のとおりです。市町村に申請し認定を受ける必要があります。

□第1段階 ・市町村民税世帯（※1）非課税の老齢福祉年金受給者
生活保護受給者

□第2段階 ・市町村民税世帯（※1）非課税であって、年金収入額等（※2、※3）が80万円以下の方。

- ・本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計額が1,650万円以下の方
(単身の場合は本人の預貯金等の資産の合計額が650万円以下)
 - 第3段階①・市町村民税世帯(※1)非課税であって、年金収入額等(※2、※3)が80万円を超え、120万円以下の方
 - ・本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計額が1,550万円以下の方
(単身の場合は本人の預貯金等の資産の合計額が550万円以下)
 - 第3段階②・市町村民税世帯(※1)非課税であって、年金収入額等(※2、※3)が120万円を超える方
 - ・本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計額が1,500万円以下の方
(単身の場合は本人の預貯金等の資産の合計額が500万円以下)
 - 第4段階・上記以外の方
- ※1 本人が属する住民基本台帳の世帯(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含みます。)
- ※2 「年金収入額等」=課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得額
- ※3 第2号被保険者(40歳から60歳未満の人)は年金収入額等に関わらず、預貯金額は単身1,000万円以下(配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であることが要件)。

②居住費

区分 ※1	1日あたり居住費	1ヶ月(30日)あたり居住費	備考
第1段階	820円	24,600円	介護保険負担限度額認定証の提示が必要
第2段階	820円	24,600円	
第3段階①②	1,310円	39,300円	
第4段階	2,050円	61,500円	西館居室
	2,400円	72,000円	トイレなし居室
	2,500円	75,000円	トイレ付き居室

減免区分の対象者は「①食費」の項をご参照ください。

- ③入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる実費相当額
- ④理美容代(カット) 1回 2,000円(業者への支払代行)
- ⑤毛染め代(カラー) 1回 4,000円(業者への支払代行)
- ⑥口座振替手数料一部負担金 1月 50円
- ⑦預り金管理料 1月 500円(口座振替手数料一部負担金を含む)
- ⑧電気代 1月 600円~1,500円
(60W以上の電化製品持込の場合、品目数に応じて)
- ⑨上記①から⑧の他、施設が提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入居者負担が適当と認められるもの。

【料金算定例】

介護度4(1割負担)の方が30日間、**トイレ付き居室**を利用した場合の料金算定例

区分	サービス費①	食費 ②	居住費 ③	合計額 ①+②+③
第1段階	32,760円	9,000円	24,600円	66,360円
第2段階		11,700円	24,600円	69,060円
第3段階①		19,500円	39,300円	91,560円
第3段階②		40,800円	39,300円	112,860円
第4段階		44,400円	75,000円	152,160円